

# ごみ収集体制に関する要求書

資料2

環 境 支 部 要 求 (H21.10.13)	回 答 (H21.10.21)
<p>委託契約の仕様について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受託業者は、ごみ収集運搬業務の適正な履行確保のため、その業務の実施に相当の経験を有するものとする。</li> <li>2 受託業者は、現場責任者を選任することとし、その者をして、業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理すること。また、環境事業所と必ず連絡が取れる体制を整えること。</li> <li>3 現場責任者は、全収集コースを把握し、環境事業所と十分な連絡を取りながら、業務の完遂を期するものとし、常に業務従事者に指示命令事項の周知徹底が図られるような連絡体制を整えること。</li> <li>4 現場の収集コース等、収集運搬計画は、受託者からのヒヤリング等により状況を確認し、環境事業所が策定すること。なお、委託開始後において収集運搬計画を変更する場合は、必ず事前に環境事業所と協議し、了解を得ること。</li> <li>5 分別排出が徹底されていないごみについては、環境事業所の指示に従い、取り残しを行うとともに、速やかに環境事業所に報告すること。また、不法投棄については、速やかに環境事業所に報告をし、指示を仰ぐこと。</li> <li>6 受託業者は、取り残したごみについて、環境事業所の指示に従い収集すること。</li> <li>7 受託業者は、交通事故・労働災害等の事故が発生した場合は、直ちに環境事業所や警察に連絡するなど、自ら必要な初動対応を行い、適切な措置を講ずること。また、現場責任者は速やかに事故現場に急行し、関係者に対し、誠意を持って対応すること。対応結果については、書面にて速やかに環境事業所に報告すること。</li> <li>8 受託業者は、業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。</li> <li>9 受託業者は、受託業務の効率的な実施と業務の公共性を十分に認識し、常に本市の業務を請け負っていることを理解し、作業に際しては、業務従事者の服装・言葉遣い・態度等において市民の信頼を損なわないようにし、市民への奉仕を心がけること。</li> <li>10 受託業者は、収集業務に使用する全ての車両を洗車できる施設と、適正に維持管理できる場所を、周辺の環境に配慮し、確保すること。</li> </ol>	<p>委託契約の仕様について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物処理法において、「受託者は業務の実施に関し相当の経験を有する者」とされており、その規定に従い選定を行なう予定である。</li> <li>2 } 受託業者に責任者を置き、本市及び業務従事者と必ず連絡が取れることや、本市からの指示内容を業務従事者へ指示命令が的確に実施できる体制の整備について仕様書等で規定していきたい。</li> <li>3 }</li> <li>4 収集コース等の運搬計画は、現行と同じく環境事業所での策定を予定しており、受託業者からの事前変更協議と併せて、仕様書等で規定していきたい。</li> <li>5 分別排出が徹底されていないごみについては、委託業者による取り残しを行なう予定であり、取り残し内容や不法投棄について、速やかに報告するよう仕様書等で規定していきたい。</li> <li>6 そのような方向で仕様書等で規定していきたい。</li> <li>7 受託業者に対し、迅速に対応できる体制の整備及び速やかな報告を仕様書等で規定していきたい。</li> <li>8 関係法令の遵守について、仕様書等で規定していきたい。</li> <li>9 受託業者に対し、仕様書等で規定するとともに、研修等により指導を行っていきたい。</li> <li>10 そのような方向で仕様書等で規定していきたい。</li> </ol>

環 境 支 部 要 求 (H21.10.13)	回 答 (H21.10.21)
<p>1 1 受託業者は、廃棄物処理法、同施行令、同規則、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」、同規則、道路運送車両法、その他関係法規を遵守すること。</p> <p>1 2 受託業者が、廃棄物処理法施行令第4条に定める基準に該当しなくなったとき及び契約約款を遵守できなくなった場合は、契約を解除すること。</p> <p>委託後の職員配置について</p> <p>1 中区の直営職員の配置に関しては、区の特異性を十分考慮し、万全の体制確保に努めること。</p> <p>2 人事異動に関しては、組合員の意向を十分尊重すること。</p>	<p>1 1 関係法令の遵守について、仕様書等で規定していきたい。</p> <p>1 2 受託業者が受託基準に該当しなくなった場合や、契約に定めた条件に違反した場合などには、契約解除ができる旨の条項を契約書等で規定していきたい。</p> <p>委託後の職員配置について</p> <p>1 委託後の中環境事業所の車両及び人員については、来年度予算事項であり、中区の特異性や業務量に応じた体制の確保に努めたい。</p> <p>2 委託に伴う人事異動については、本人の意向を十分尊重して実施していきたい。 なお、実施方法については、今後協議していきたい。</p>